

# 入札概要書

第三期徳島県自治体情報セキュリティ・クラウドに係る  
仕様策定支援業務

入札日 令和6年5月28日（火）

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 業務名

第三期徳島県自治体情報セキュリティ・クラウドに係る仕様策定支援業務

### (2) 業務内容

第三期徳島県自治体情報セキュリティ・クラウドに係る仕様策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 業務委託期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）

## 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請等について

### (1) 必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、アからカまでに掲げる事項のすべてに該当する者であることとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。

ウ イの審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者。

エ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

カ 過去5年以内に自治体向けの情報システムの開発又は運用、調達支援、調査業務の実績を有すること。

### (2) 入札参加資格審査の申請手続きに関する事項

2の（1）のイの入札参加資格を有していない者で、この一般競争入札への参加を希望する者は、徳島県知事の定める一般競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、5の（2）のア記載の提出期限までに以下に示す提出場所へ持参し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

一般競争入札参加資格審査申請書の提出場所（持参のみ）

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県経営戦略部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2066

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika@pref.tokushima.jp

※一般競争入札参加資格申請書（様式第1号）については、徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。

### 3 担当する課の名称及び所在地

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企画総務部情報政策課 企画担当

電話：088-621-2725

FAX：088-621-2836

電子メール：jouhouseisakuka@pref.tokushima.jp

### 4 入札概要書及び仕様書の交付期間、場所及び方法

#### (1) 期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月21日（火）正午まで

#### (2) 方法

徳島県ホームページより入札概要書及び仕様書を無料で配布する。

### 5 入札参加の申込み

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1）の1部を持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、県から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、(2)に示す提出期限までに申請書類を提出しない者、又は、申請書類を審査のうえ入札参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加することはできない。

#### (2) 提出期限等

##### ア 提出期限

令和6年5月21日（火）正午まで（土曜日、日曜日及び休日等を除く。）

##### イ 提出時間

午前9時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。）

##### ウ 提出場所

3に同じ

##### エ 提出方法

直接持参又は郵送。郵送の場合は書留郵便とし、封筒の表面に「第三期徳島県自治体情報セキュリティ・クラウドに係る仕様策定支援業務 一般競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きで明記し、提出期限までに必着のこと。

(3) 申請書類については、徳島県の審査を経て入札参加資格を確認し、その結果は、令和6年5月23日（木）までに通知する。

#### (4) その他

ア 一般競争入札参加資格確認申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書は、返却しない。

ウ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書は、入札参加者の選定以外には使用しない。

## 6 仕様内容についての質問受付先、提出方法、受付期間及び回答

### (1) 質問受付先

3に同じ

### (2) 提出方法

「仕様書に関する質問書」に質問内容を記載すること。

持参（3の場所）、FAX（088-621-2836）又は電子メール（[jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp)）による（電話による問合せは不可）。

### (3) 受付期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月21日（火）正午まで（土曜日、日曜日及び休日等を除く。）の午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。最終日は正午まで。）。

### (4) 回答

問合せに対する回答は、令和6年5月24日（金）正午までに徳島県ホームページにおける本件の入札公告記事にて掲示するものとする。

## 7 入札手続等

### (1) 入札・開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和6年5月28日（火）午後2時00分

#### イ 場所

徳島市万代町3丁目5-3 共用 万代南2

### (2) 入札書の提出方法等

直接持参。

### (3) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (4) 入札の方法等（「入札書記載例」参照）

ア 入札の方法は、総価で行うものとする。

イ 入札書は所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。

① 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

② 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

③ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

④ 「住所」及び「氏名」は、次の区分により正確に記載しなければならない。

(ア) 代表者が入札する場合は、代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）並びに代理人

の住所及び氏名を記載すること。代理人が法人又は組合等の社員である場合は、法人又は組合等の住所、法人名又は組合名等（支社・支店名等）及び氏名を記載することも可とする。

ウ 入札者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、第2号による入札書を作成し提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、入札当日、入札前に代理権を証する「委任状」を提出しなければならない。（「委任状記載例」参照）

エ 入札者は、その提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

#### （5）入札の無効

ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

- ① 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
- ② 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの
- ③ 「入札業務」で業務名の記載のないものまたは記載を誤ったもの
- ④ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

エ 同一事項に対してした2通以上の入札

オ 他人の代理人を兼ね、また2人以上の代理をした者の入札

カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

キ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

#### （6）再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、入札参加者又はその代理人が全員立会いしている場合は、開札後ただちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

#### （7）落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

#### （8）契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。なお、この契約に関し、落札者は、契約金額の積算内訳書を提出しなければならない。

## 8 開札に立ち会う者に関する事項

この入札の開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、原則入札者立ち会いのもとで行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、この入札に関係のない職員を立ち合わせて行う。

## 9 その他

### (1) 入札書提出時の提出書類

ア 入札書 1通

イ 委任状（代理人が入札する場合） 1通

ウ 顔写真付きの身分証明書

（委任状における受任者及び入札書における代理人の住所が法人又は組合等の住所であるときは、法人又は組合等の顔写真付きの社員証等）

### (2) 入札書提出時の留意事項

ア 7の内容を再度確認し、入札書記載内容に誤りがないかどうか確認すること。

イ 入札直前に、入札書記載内容の確認を行うので、封筒に封をせず持参すること。

ウ 本人確認ができない場合は、入札に参加できないものとするため、注意すること。

### (3) 再入札時の提出書類

ア 入札書及び封筒の予備 1通

### (4) 再入札時の留意事項

ア 7の内容を再度確認し、入札書記載内容に誤りがないかどうか確認すること。

イ 入札直前に、入札書記載内容の確認を行うので、封筒に封をせず持参すること。

## 10 特記事項

本業務を受託した業者並びに当該業者と資本面もしくは人事面において関連がある者は、透明性、公平性を確保する観点から、本件開発の調達案件の入札に参加することはできない。

ここで、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねる者をいう。

## 情報セキュリティに関する特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

### (管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者を明確にしておかなければならない。

### (作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

### (情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第4 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

### (業務従事者への周知及び教育)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

### (情報の適正な管理)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第8 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第10 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報資産に対する侵害が発生した場合又は侵害のおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第12 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

注1 「甲」は委託者である徳島県(実施機関)を、「乙」は受託者を指す。

1 委託等の内容や契約書の記載事項にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。



## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

### (適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

#### **(資料等の返還)**

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

#### **(従事者への周知)**

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

#### **(調査)**

第10条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

#### **(事故報告)**

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託者である徳島県(実施機関)を、「乙」は受託者を指す。

2 委託等の内容に合わせて、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除すること。

## 第三期徳島県自治体情報セキュリティ・クラウドに係る仕様策定支援業務仕様書

### 1. 業務名

第三期徳島県自治体情報セキュリティ・クラウドに係る仕様策定支援業務

### 2. 履行期間

契約の締結日から令和6年12月27日まで

### 3. 目的

本県の徳島県自治体情報セキュリティ・クラウド(以下、セキュリティ・クラウド)は、徳島県及び県内24市町村が利用するものであり、平成29年(2017年)4月に第一期セキュリティ・クラウド、令和4年(2022年)4月より第二期セキュリティ・クラウド(以下、現行システム)を経て令和9年(2027年)4月より第三期セキュリティ・クラウド(以下、次期システム)の運用開始を予定しており、令和7年度に調達を行う予定である。

次期システムにおいては、総務省指針に基づく現行サービス機能を維持しつつ、現行システムの課題解決や国の動向、自治体におけるクラウド・サービス利用の増加等の動向も踏まえた調達仕様書の作成の支援を受けることを目的とする。

### 4. 現行システムの提供するサービス

現行システムの提供するサービスは以下のとおりである。なお、(7)については、オプションサービスとして提供している。

#### (1) ネットワーク接続基本サービス

県・市町村のインターネット出口を集約し、一元化されたセキュリティ対策を実施

#### (2) ネットワーク・セキュリティサービス

インターネットとの出入口対策として、ファイアウォール、IDS/IPS、サンドボックス等のセキュリティ対策を実施

#### (3) セキュア・インターネット閲覧サービス

ウェブレピュテーション、URL フィルタリング、高度なマルウェア対策(ふるまい検知)等により、セキュアなインターネット閲覧サービスを提供

#### (4) セキュア・インターネットメールサービス

インターネットと各自治体とのメール通信に対して、スパムメール対策、高度なマルウェア対策(ふるまい検知)、メール無害化転送等によりセキュアなインターネットメールサービスを提供

#### (5) ログ・パケット収集・監視サービス

セキュリティ機器等のログ収集、監視・分析サービスの提供。各種ログを相関的に分析し、重大なセキュリティ・インシデントに対応。また、パケットを一定期間保存し、トレーサビリティを確保

#### (6) 自治体サイト公開サービス

各自治体の要求に応じて IaaS(Infrastructure as a Service)としてリソースを提供

※リソースの払い出し状況は別添資料参照のこと。

(7)仮想ブラウザ・サービス

基本的な仮想ブラウザ・サービスの提供

5. 委託業務内容

(1) プロジェクト管理

(2)～(4)の業務について、適切なプロジェクト管理を行い、適宜報告すること。

また、進捗や課題については定期での会議体において本県に報告を行うこと。なお、会議にあたっては、WEB 会議による開催も可能とする。

(2) 構成・運用(案)の検討

ア 次期セキュリティ・クラウドの構築・運用(案)を次の(ア)～(オ)により検討し、それぞれについて、特徴、メリット、デメリット及び費用を比較すること。

(ア)現行方式:現行の構成でハードウェア及びソフトウェアを置き換える方式

(イ)クラウド・サービス方式:ハードウェアを持たず、すべてクラウド・サービスで構成する方式

(ウ)ハイブリッド方式:クラウド・サービスとプライベート・クラウドを組み合わせた方式

(エ)庁内クラウド連携方式:県が設置している庁内クラウドとパブリック・クラウドを連携した方式

(オ)事業者提案の方式:上記(ア)～(エ)以外の方式で適当なものがあれば、提案すること。

イ 上記アの検討にあたって現行事業者からヒアリングが必要な場合は、県が調整する。

ウ 上記アで検討したそれぞれの案をとりまとめた資料及び各パターンを比較する資料を作成すること。

(3) 現行システムの状況及び課題の整理

・県及び県内全市町村にヒアリングを行い、現行システムの課題をとりまとめること。ヒアリング内容については、事前に県と協議の上、決定すること。

(4) 国・他自治体等の動向や新技術、サービスの動向調査

・サイバーセキュリティを取り巻く社会動向、新技術・サービスを調査しとりまとめること。

・他自治体(本県を除く46都道府県及びその他参考となる自治体)におけるセキュリティ・クラウドや三層分離等の本業務に係る動向や事例、構成や規模、調達方式、調達・運用費用について調査を行い、とりまとめること。調査内容については、事前に県と協議の上、決定すること。

・国等から本県に発出された通知等について内容を確認し、次期システム調達への影響を整理すること。

6. 納品物(成果品)

(1) 提出書類等

以下について、納入期限までに提出すること。なお、納入期限については、本県と受託者との協議のうえ変更できるものとする。

提出書類等	納入期限
次期システムの構成・運用(案) 比較検討資料、現行システムの説明資料及び次期システム各案の説明資料	9月30日(月)
現行システムの課題を整理した資料	12月27日(金)
他自治体の動向等の調査とりまとめ 社会動向、新技術等のとりまとめ	9月30日(月)
国等からの通知に対する次期システム調達への影響を整理した資料	随時
その他本業務に必要な成果物(議事録等)	随時

(2) 納入方法

正本1部及び電子媒体1式

7. 作業全般に係る要件

- (1) 本業務の進め方、手法については、本県と打ち合わせのうえ実施すること。
- (2) 秘密保持に係る誓約書、入室に要する届出など、書面の提出が必要となる場合については、本県の指示により提出すること。
- (3) 本業務において打合せ及びヒアリング等を行った場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後においても同様とすること。
- (5) 受託者は、業務の全部を再委託することはできない。
- (6) その他、業務の実施に必要な事項については、本県と受託者が協議して定めることとする。

8. 遵守事項

受託者は本業務を実施するにあたっては、関係法令を遵守すること。

システム名称	vCPU (個)	メモリ (GB)	HDD総量 (GB)
徳島県オープンデータポータルサイト	4	8.0	100.0
動画配信サーバ	4	16.0	100.0
議事録サーバ	2	4.0	100.0
電子入札PPI-Web	4	8.0	300.0
例規サーバ	2	4.0	100.0
選挙速報システム	2	4.0	300.0
会議録・例規集	1	4.0	80.0
河川監視	1	4.0	60.0
土砂災害情報システム・水防情報伝達システム Web サーバ（行政）	4	8.0	500.0
土砂災害情報システム・水防情報伝達システム Web サーバ（県民）	8	16.0	500.0
土砂災害情報システム・水防情報伝達システム DB サーバ	10	16.0	1000.0
土砂災害情報システム・水防情報伝達システム FILE サーバ	4	8.0	3000.0
土砂災害情報システム・水防情報伝達システム 監視 サーバ	6	8.0	500.0
土砂災害情報システム・水防情報伝達システム Web サーバ（県民1）	6	8.0	500.0
土砂災害情報システム・水防情報伝達システム Web サーバ（県民2）	6	8.0	500.0
土砂災害情報システム・水防情報伝達システム Web サーバ（行政）	8	16.0	300.0
土砂災害情報システム・水防情報伝達システム 処理 サーバ	4	8.0	500.0
徳島県道路防災情報管理システム	2	4.0	60.0
徳島県道路防災情報管理システム	2	4.0	60.0
徳島県道路防災情報管理システム	2	4.0	60.0

システム名称	vCPU (個)	メモリ (GB)	HDD総量 (GB)
徳島県道路防災情報管理システム	4	8.0	60.0
徳島県道路防災情報管理システム	4	4.0	30.0
徳島県道路防災情報管理システム	8	16.0	200.0
徳島県道路防災情報管理システム	2	4.0	10.0
徳島県道路防災情報管理システム	4	4.0	900.0
共同ウェブ会議システム	12	36.0	600.0
共同ウェブ会議システム	16	52.0	2500.0
共同ウェブ会議システム	16	52.0	2500.0
ペーパーレス会議システム	8	16.0	50.0
ペーパーレス会議システム	8	16.0	50.0
ペーパーレス会議システム	8	16.0	50.0
ペーパーレス会議システム	16	16.0	150.0
ペーパーレス会議システム	16	16.0	150.0
ペーパーレス会議システム	8	16.0	50.0
ペーパーレス会議システム	2	4.0	3050.0
ペーパーレス会議システム	4	8.0	50.0
徳島県選挙投開票速報システム	2	6.0	50.0
潮位観測情報提供システム	16	6.0	240.0
潮位観測情報提供システム	16	6.0	240.0
潮位観測情報提供システム	16	6.0	300.0

システム名称	vCPU (個)	メモリ (GB)	HDD総量 (GB)
潮位観測情報提供システム	16	6.0	300.0
電子入札PPI-Web	4	8.0	300.0
徳島県道路占用管理システム 一般公開用Webサーバ	4	8.0	60.0
徳島県道路占用管理システム 無害化管理サーバ	4	16.0	1800.0
徳島県道路占用管理システム 無害化実行サーバ	4	16.0	350.0
徳島県道路占用管理システム 庁内公開用Webサーバ	4	8.0	60.0
徳島県道路占用管理システム DBサーバ	8	16.0	300.0
徳島県道路占用管理システム ファイルサーバ	2	4.0	1260.0
徳島県道路占用管理システム システム監視・バックアップサーバ	4	4.0	900.0
徳島県道路占用管理システム 認証用Webサーバ	2	4.0	60.0
食品表示ウォッチャーシステム(更改用)	4	8.0	100.0
徳島県道路占用管理システム 電子署名用サーバ	4	12.0	200.0



システム名称	vCPU (個)	メモリ (GB)	HDD総量 (GB)
SHIRASAGI 負荷分散サーバ（公開系）01	2	2.0	20.0
SHIRASAGI 負荷分散サーバ（公開系）02	2	2.0	20.0
SHIRASAGI 負荷分散サーバ（管理系）01	2	2.0	20.0
SHIRASAGI 負荷分散サーバ（管理系）02	2	2.0	20.0
SHIRASAGI WEBサーバ（公開系）01	2	4.0	20.0
SHIRASAGI WEBサーバ（公開系）02	2	4.0	20.0
SHIRASAGI WEBサーバ（公開系）03	2	4.0	20.0
SHIRASAGI WEBサーバ（管理系）01	2	4.0	20.0
SHIRASAGI WEBサーバ（管理系）02	2	4.0	20.0
SHIRASAGI DBサーバ 01	12	26.0	600.0
SHIRASAGI DBサーバ 02	12	26.0	600.0
SHIRASAGI ストレージサーバ	6	8.0	800.0
SHIRASAGI ステージング兼 バックアップサーバ	6	16.0	800.0
SHIRASAGI バックアップサーバ	2	2.0	800.0
神山町Webサーバ	1	8.0	300.0
板野町Webサーバ	1	4.0	50.0
静的WEBコンテンツ配信サーバ	2	4.0	160.0
動作検証用http、httpsサーバ	1	2.0	30.0
動作検証用http、httpsサーバ	1	2.0	30.0
東みよし町移住交流サイト	1	2.0	30.0

システム名称	vCPU (個)	メモリ (GB)	HDD総量 (GB)
徳島市公式ホームページ (WWW)	2	4.0	200.0
徳島市公式ホームページ (OPD)	2	16.0	200.0
徳島市公式ホームページ (CMS)	4	8.0	400.0
美波町Web System	4	8.0	200.0
神山町Webサーバ	1	8.0	300.0
庁内ポータル	2	4.0	160.0
勝浦町eモニター	1	2.0	25.0
Joruri CMS APPサーバ01	4	8.0	100.0
Joruri CMS APPサーバ02	4	8.0	100.0
Joruri CMS CMSサーバ01	8	24.0	300.0
Joruri CMS DBMサーバ01	8	16.0	300.0
Joruri CMS 開発サーバ01	2	4.0	1000.0
Joruri CMS 開発サーバ02	2	4.0	1000.0
Joruri CMS JOBサーバ01	8	16.0	100.0
Joruri CMS JOBサーバ02	8	16.0	100.0
Joruri CMS 負荷分散サーバ01	2	2.0	30.0
Joruri CMS 負荷分散サーバ02	2	2.0	30.0
Joruri CMS 監視サーバ01	2	2.0	50.0
Joruri CMS NFSサーバ01	4	4.0	1000.0
Joruri CMS WDBサーバ01	4	8.0	100.0

システム名称	vCPU (個)	メモリ (GB)	HDD総量 (GB)
Joruri CMS WDBサーバ02	4	8.0	100.0
Joruri CMS WEBサーバ01	2	2.0	100.0
Joruri CMS WEBサーバ02	2	2.0	100.0

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 名

令和6年5月7日付け公告に係る「第三期徳島県自治体情報セキュリティクラウドに係る仕様策定支援業務」の一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、以下の事項及び一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

提出書類

- 1 会社概要等（様式－2）

会社概要等

1. 会社沿革

2. 本社，入札に参加する支社又は営業所等について

(1) 本社

(住所)

(商号又は名称等)

(代表者の役職及び氏名等)

(電話番号)

(2) 支社又は営業所等

(住所)

(商号又は名称等)

(代表者の役職及び氏名等)

(電話番号)

3. 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定による審査資格状況

営業種目コード及び 営業種目	営業品目コード及び 営業品目	業者コード	登録年月日

# 入札書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務 第三期徳島県自治体情報セキュリティクラウドに係る仕様策定支援業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

項目名「住所」「氏名」を記入

徳島県知事殿

# 入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務 第三期徳島県自治体情報セキュリティクラウドに係る仕様策定支援業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

項目名「住所」「氏名」を記入

代 理 人 住 所

項目名「代理人」「住所」「氏名」を記入

氏 名

徳 島 県 知 事 殿

令和 年 月 日

## 委 任 状

徳 島 県 知 事 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、\_\_\_\_\_ を代理人とし、徳島県が令和 年 月 日に執行する『第三期徳島県自治体情報セキュリティクラウドに係る仕様策定支援業務』の入札に関する一切の権限を委任します。



## 仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名： 第三期徳島県自治体情報セキュリティクラウドに係る仕様策定支援業務

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

質問項目	
内容	

記載例

代表者本人が入札するとき

## 入札書

¥マークを付すこと

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	3	4	5	6	7	8	0

入札業務 ○○○○ 一式

入札が無効となる事例については、  
入札概要書（もしくは入札説明書）を  
確認すること

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和 39 年徳島県規則第 3 9 号）により入札します。

令和○年○月○日

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入  
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効  
(含個人事業者)

項目名「住所」「氏名」を記入

住所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地  
万代産業株式会社

氏名 代表取締役 日本太郎

徳島県知事 殿

宛先は徳島県知事であること

記載例

代理人が入札するとき

## 入札書

¥マークを付すこと

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	3	4	5	6	7	8	0

入札金額

入札業務 ○○○○ 一式

入札が無効となる事例については、  
入札概要書（もしくは入札説明書）を  
確認すること

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和 39 年徳島県規則第 3 9 号）により入札します。

令和○年○月○日

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入  
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効  
(含個人事業者)

住所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地  
万代産業株式会社

項目名「住所」「氏名」を記入

氏名 代表取締役 日本太郎

代理人 住所 徳島市佐古 1 番町 1 番地

項目名「代理人」「住所」「氏名」を記入

氏名 加藤 一郎

徳島県知事 殿

宛先は徳島県知事であること

住所は代理人の自宅住所を記載  
上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名  
(支社・支店名等)、氏名を記載することでも可

委任状

徳島県知事 殿

委任者 住所 徳島市万代町1丁目1番地  
万代産業株式会社  
氏名 代表取締役 日本 太郎

受任者 住所 徳島市佐古1番町1番地  
氏名 加藤 一郎

私は、加藤 一郎 を代理人とし徳島県が令和〇年〇月〇日に執行する『〇〇〇〇〇〇〇』の入札に関する一切の権限を委任します。

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所・氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社 住所、会社名（支社・支店名等）を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。